

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が介護保険の保険給付に係るサービス（以下「対象サービス」という。）の利用者に対し利用者負担額の一部を軽減するために必要となる社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（第1号様式。以下「確認証」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市長に対して利用者負担軽減制度を行う旨の申出をした社会福祉法人並びに市長が利用者負担の軽減制度を行う必要があると判断した社会福祉事業を経営する他の事業主体をいう。

2 この要綱において「対象サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護」という。）
- (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）
- (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）
- (6) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第26項に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）
- (7) 法第8条第22項に規定する複合型サービス
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「第一号訪問事業訪問介護」という。）
- (9) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「第一号通所事業通所介護」という。）

3 この要綱において「利用者負担額」とは、次の各号に掲げる対象サービスの区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 訪問介護 1割負担額（焼津市訪問介護利用者負担助成要綱（平成12年焼津市告示第69号）により訪問介護利用者負担額減額認定証の交付を受けた者であって、当該要綱により助成を受けている場合は、当該助成相当額を控除した額とする。）
- (2) 通所介護 次のア及びイに掲げる額の合計額
 - ア 1割負担額
 - イ 食費
- (3) 短期入所生活介護 次のア、イ及びウに掲げる額の合計額
 - ア 1割負担額
 - イ 食費
 - ウ 居住費
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1割負担額
- (5) 小規模多機能型居宅介護 次のア、イ及びウに掲げる額の合計額
 - ア 1割負担額
 - イ 食費
 - ウ 居住費
- (6) 介護福祉施設サービス 次のア、イ及びウに掲げる額の合計額
 - ア 1割負担額

- イ 食費
- ウ 居住費

(7) 複合型サービス 次のア、イ及びウに掲げる額の合計額

- ア 1割負担額
- イ 食費
- ウ 居住費

(8) 第一号訪問事業訪問介護 1割負担額

(9) 第一号通所事業通所介護

- ア 1割負担額
- イ 食費

4 この要綱において「1割負担額」とは、次に掲げる額をいう。

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額
- (2) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費を控除した額
- (3) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額
- (5) 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第48条第2項に規定する施設介護サービス費の額を控除した額
- (6) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63第1項により市町村が定める額

5 この要綱において「食費」とは、施行規則第61条第1号イ及び第2号イ、第65条の3第1号イ、第2号イ、第5号イ及び第6号イ、第79条第1号、第84条第2号イ、第85条の3第1号イ及び第2号イ並びに医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定（同法規則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法53条に規定する食事の提供に要する費用から特定入所者介護サービス費を控除した額又は施行規則第140条の63第1項により市町村が定める額をいう。

6 この要綱において「居住費」とは、施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用、施行規則第65条の3第5号ロ及び第79条第2号に規定する居住に要する費用並びに施行規則第65条の3第2号ロ、第6号ロ及び第85条の3第2号ロに規定する宿泊に要する費用から特定入所者介護サービス費を控除した額をいう。

7 この要綱において「特定入所者介護サービス費」とは、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。

8 この要綱において「生活保護受給者等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者をいう。

（軽減事業）

第3条 社会福祉法人等は、確認証を交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項の旧措置入所者で利用者負担割合が100分の5以下のもの（以下「特定旧措置入所者」という。）にあってはユニット型の居住費、生活保護受給者等にあっては個室の居住費に係るものに限る。）の全部又は一部を軽減するものとする。

2 前項の軽減の程度は、利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者にあつては2分の1とし、生活保護受給者等にあつては全額とする。）とする。

（軽減対象者）

第4条 確認証に基づく軽減対象者は、焼津市が行う介護保険の被保険者のうち、法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であり、かつ、市民税非課税世帯に属する者であつて、次の各号のすべてに該当する者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計を維持することが困難な者として市長が認めた者、特定旧措置入所者及び生活保護受給者等とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第61条第2号イ、第65条の3第5号イ、第79条第1号及び第84条第2号イに規定する食事の提供に要する費用、施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に関する費用並びに施行規則第65条の3第5号ロ及び第79条第2号に規定する居住に要する費用に係る軽減対象者については、前項に規定する軽減対象者のうち特定入所者介護サービス費の支給を受けているものに限るものとする。

（申請及び認定等）

第5条 第3条に規定する軽減事業により利用者負担額の軽減を受けようとする者は、介護保険被保険者証を提示のうえ、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認（更新）申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条各号の確認については、前項の申請書に収入・資産等申告書（第3号様式）を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請した者が、前条に規定する軽減対象者であると認めたときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、確認証を交付するものとする。ただし、軽減対象者でないとき認めるときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

（確認証の有効期限）

第6条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度（確認証を発行した月が4月から6月までである場合にあつては、当該月の属する年度）の7月末日までとする。

（確認証の更新）

第7条 第5条の規定により確認証の交付を受けている者が当該確認証の有効期間満了後も引き続き確認証の交付が必要な場合は、当該確認証の有効期間満了日の30日前までに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認（更新）申請書を市長に提出しなければならない。

（確認証の再交付）

第8条 確認証の交付を受けた者が当該確認証を紛失、破損又は汚損した場合は、確認証の再交付を社会福祉法人等利用者負担軽減確認証再交付申請書（第5号様式）により市長に申請することができる。

2 前項に規定する申請が、確認証の破損又は汚損を理由とするときは、前項の申請書に破損又は汚損した確認証を添付しなければならない。

3 確認証の再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見した場合は、速やかに当該確認証を市に返還しなければならない。

（住所等の変更）

第9条 確認証の交付を受けた者は、被保険者の住所又は氏名を変更した場合は、介護保険被保険者証を提示のうえ、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証記載事項変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（確認証の返還）

第10条 確認証の交付を受けた者は、次の事由が生じたときは、遅滞なく確認証を市長に返還しなければならない。

- (1) 確認証の有効期限に至ったとき。
- (2) 転出又は死亡により焼津市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 第4条の軽減対象者に該当しなくなったとき。
- (4) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 市長は、確認証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、確認証を返還させることができる。

- (1) 認定証を他人に譲渡貸与したとき。
- (2) 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。
(サービスの利用)

第11条 確認証の交付を受けた者は、対象サービスを利用する際、当該対象サービスを提供する事業者に対して確認証を提示するとともに、利用者負担額から軽減額を控除した額を当該事業者に支払うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
(平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間における軽減対象者等の特例)
- 2 軽減対象者については、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）について、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに限り、第4条の規定にかかわらず、次の各号のすべてに該当する者（以下「経過措置軽減対象者」という。）を加える。
 - (1) 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- 3 経過措置軽減対象者の軽減の程度については、第3条第2項の規定にかかわらず、利用者負担額の8分の1とする。
- 4 経過措置軽減対象者の軽減となる利用者負担額のうち、食費、居住費及び宿泊費については、第2条第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 「食費」とは、施行規則第61条第1号イ及び第2号イ、第65条の3第1号イ、第2号イ及び第5号イ、第79条第1号、第84条第1号イ及び第2号イ並びに第85条の3第1号イ及び第2号イに規定する食事の提供に要する費用をいう。ただし、当該額が法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額を超える場合には、当該食費の基準費用額とする。
 - (2) 「居住費」及び「宿泊費」とは、施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用、施行規則第65条の3第5号ロ及び第79条第2号に規定する居住に要する費用並びに施行規則第65条の3第2号ロ及び第85条の3第2号ロに規定する宿泊に要する費用をいう。ただし、当該額が法第51条の2第2項第2号及び第61条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える場合には、基準費用額とする。

(確認証の有効期限に係る特例)
- 5 第6条の規定にかかわらず、確認証を発行した月が平成12年4月又は5月である場合にあっては、当該確認証の有効期限は、平成13年5月31日までとする。
(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における利用者負担額の軽減の程度の特例)
- 6 確認証の交付を受けた者が平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に利用した対象サービスに係る利用者負担額（食事及び居住費に係る利用者負担額を除く。）の軽減の程度についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、「2分の1」とあるのは「100分の53」とする。
(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)
- 7 生活保護法による保護の基準の一部改正（平成25年厚生労働省告示第174号）に伴い、平成25年8月1日（以下この項において「廃止日」という。）に生活保護が廃止された者で、廃止日において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費の支給により居住費について利用者負担額の負担がなかった者のうち、引き続き第4条各号のすべてに該当するものの軽減の程度は、第3条第2項の規定にかかわらず、居住費以外の費用にあっては利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費にあっては利用者負担額の全額とすることができる。
- 8 生活保護法による保護の基準の一部改正（平成26年厚生労働省告示第136号）に伴い、平成26年4月1日（以下この項において「廃止日」という。）に生活保護が廃止された者で、廃止日において本事業

業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費の支給により居住費について利用者負担額の負担がなかった者のうち、引き続き第4条各号のすべてに該当するものの軽減の程度は、第3条第2項の規定にかかわらず、居住費以外の費用にあつては利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費にあつては利用者負担額の全額とすることができる。

（生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置）

- 9 生活保護法による保護の基準の一部改正（平成27年厚生労働省告示第227号）に伴い、平成27年4月1日（以下この項において「廃止日」という。）に生活保護が廃止された者で、廃止日において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護サービス費の支給により居住費について利用者負担額の負担がなかった者のうち、引き続き第4条各号のすべてに該当するものの軽減の程度は、第3条第2項の規定にかかわらず、居住費以外の費用にあつては利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）、居住費にあつては利用者負担額の全額とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第2条第2項第2号イ及び第3号イの規定は平成12年4月1日から、第4条第3号及び第4号の規定は平成13年1月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱第6条の規定にかかわらず、確認証を発行した月が平成26年7月である場合にあつては、当該認定証の有効期限は、平成27年7月31日までとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱の規定は、平成27年4月1日以後に提供された対象サービスに係る軽減事業について適用し、同日前に提供を受けた対象サービスに係る軽減制度については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の社会福祉法人等利用者負担軽減確認証交付要綱に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、調整して使用することができる。